

平成29年12月11日提出

平成29年12月市議会定例会議案

白 河 市

白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白河市職員の育児休業等に関する条例（平成17年白河市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第98号

白河市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

白河市公設地方卸売市場条例（平成17年白河市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表売場使用料の部卸売業者の項中「1,000分の5」を「1,000分の3」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市運動公園条例の一部を改正する条例

白河市運動公園条例(平成17年白河市条例第177号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

を

白河市表郷総合運動公園	表郷天狗山球場	1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの日
	表郷球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	表郷体育館	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	多目的グラウンド	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
白河市大信総合運動公園	市民プール	1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までの日
	多目的グラウンド	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	ゲートボール場	
	大信球場	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの日
	テニスコート	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
トレーニングセンター		

白河市表郷総合運動公園	表郷天狗山球場	1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの日
	表郷球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	表郷体育館	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	多目的グラウンド	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
白河市大信総合運動公園	市民プール	1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までの日
	多目的グラウンド	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	ゲートボール場	
	大信球場	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	テニスコート	
トレーニングセンター		

に改める。

附 則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第100号

小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事請負契約の
一部変更について

平成28年6月29日市議会の議決を受けた議案第109号小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「683,640,000円」を「683,929,440円」に変更する。

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第101号

小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更
について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第71号小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「549,720,000円」を「519,826,680円」に変更する。

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第102号

社会資本整備総合交付金事業金勝寺大谷地線（飯沢工区）
道路改良工事請負契約の一部変更について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第72号社会資本整備総合交付金事業
金勝寺大谷地線（飯沢工区）道路改良工事請負契約についての一部を次のように変更する。
契約金額中「210,060,000円」を「179,771,400円」に変更する。

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第103号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
0153	金勝寺大谷地線	白河市飯沢207番地1	
		白河市豊地桜地76番地	
3220	桜地1号線	白河市豊地桜地55番地1	
		白河市豊地桜地46番地1	
3221	飯沢砂田線	白河市飯沢180番地1	
		白河市豊地砂田74番地3	
1338	三本松2号線	白河市三本松48番地3	
		白河市東大沼4番地1	
5083	白坂駅西5号線	白河市白坂大倉矢見21番地14	
		白河市白坂大倉矢見21番地21	
5084	白坂駅西6号線	白河市白坂大倉矢見21番地18	
		白河市白坂大倉矢見21番地25	

2 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地

		終 点	
0114	金勝寺大谷地線	白河市飯沢207番地1	
		白河市豊地桜地55番地1	
1002	南町小田川1号線	白河市本町37番地	
		白河市円明寺10番地5	

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第7号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第8号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第9号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第10号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第11号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第12号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第13号 損害賠償について

平成29年12月11日提出

白河市長 鈴木和夫

